

令和 年 月 日

久留米南部商工会 御中

所在地 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

※自署記入（社判や印字不可・印鑑不要）

## くるめ南部商品券取扱店登録に係る誓約書

この度、標記の取扱店としての登録にあたり、この事業の目的を十分に踏まえ、取扱要綱や下記の留意事項を厳守して履行いたしますことをここに誓約します。

なお、万一不正行為を行った場合には、くるめ南部商品券の取扱登録店の取り消し、取扱店名の公表、法的措置や警察への通告などの処置を取られても一切の異議は申し立てません。

### 記

1. 商品券の利用期間中は取扱店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。
2. 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受け付けません。
3. 販売により取得した商品券を紛失・毀損した場合、全て自己責任とします。
4. 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
5. 偽造券の疑いがある場合は、受取りを拒否します。
6. 商品券受取りの際、つり銭は出しません。
7. 久留米南部商工会から、不正行為防止のため、立ち入り検査または、事情聴取の要請があった場合は、従います。
8. 関係行政機関から、久留米南部商工会に対して、取扱店の換金実績に関する資料等の提出を求められた場合は、提出します。
9. 商品の販売、又はサービスの提供なく取得した商品券の換金（商取引のない換金）を行いません。
10. 商品券の偽造・悪用はいたしません。
11. 販売により取得した、商品券の再販をいたしません。
12. 業者間取引に伴う、手形、買掛金決済等に、商品券を使用いたしません。
13. 換金手数料をお客様に負担させることはいたしません。
14. 取扱店は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、または、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している店舗ではありません。
15. 取扱店は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に規定する営業を行う者」、又は「公序良俗に反する店舗」ではありません。
16. **換金期間終了後に実施される取扱店アンケートを必ず提出いたします。提出のない場合は、来年度実施される商品券の取扱店に登録できないことを承諾します。**